

## (予防) 短期入所生活介護 一宮喜楽園 料金表

【従来型多床室】

【介護予防短期入所生活介護】 ※負担割合が1割でない方は第4段階で計算しています。

令和6年8月現在

要介護度区分	1日あたりの 単位数	介護職員処遇 改善加算(Ⅱ)	介護保険負担 限度額認定	食費 (1日)	居住費 (1日)	1割負担利用料金 (1日)	2割負担利用料金 (1日)	3割負担利用料金 (1日)
要支援1	451	1ヵ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	0円	788円	3,337円	3,825円
			第2段階	600円	430円	1,518円		
			第3段階①	1,000円	430円	1,918円		
			第3段階②	1,300円	430円	2,218円		
			第4段階	1,445円	915円	2,848円		
要支援2	561		第1段階	300円	0円	908円	3,575円	4,183円
			第2段階	600円	430円	1,638円		
			第3段階①	1,000円	430円	2,038円		
			第3段階②	1,300円	430円	2,338円		
			第4段階	1,445円	915円	2,968円		

【短期入所生活介護】

要介護度区分	1日あたりの 単位数	介護職員処遇 改善加算(Ⅱ)	介護保険負担 限度額認定	食費 (1日)	居住費 (1日)	1割負担利用料金 (1日)	2割負担利用料金 (1日)	3割負担利用料金 (1日)
要介護1	603	1ヵ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	0円	953円	3,666円	4,319円
			第2段階	600円	430円	1,683円		
			第3段階①	1,000円	430円	2,083円		
			第3段階②	1,300円	430円	2,383円		
			第4段階	1,445円	915円	3,013円		
要介護2	672		第1段階	300円	0円	1,028円	3,816円	4,543円
			第2段階	600円	430円	1,758円		
			第3段階①	1,000円	430円	2,158円		
			第3段階②	1,300円	430円	2,458円		
			第4段階	1,445円	915円	3,088円		
要介護3	745		第1段階	300円	0円	1,107円	3,974円	4,781円
			第2段階	600円	430円	1,837円		
			第3段階①	1,000円	430円	2,237円		
			第3段階②	1,300円	430円	2,537円		
			第4段階	1,445円	915円	3,167円		
要介護4	815	第1段階	300円	0円	1,183円	4,125円	5,008円	
		第2段階	600円	430円	1,913円			
		第3段階①	1,000円	430円	2,313円			
		第3段階②	1,300円	430円	2,613円			
		第4段階	1,445円	915円	3,243円			
要介護5	884	第1段階	300円	0円	1,257円	4,275円	5,232円	
		第2段階	600円	430円	1,987円			
		第3段階①	1,000円	430円	2,387円			
		第3段階②	1,300円	430円	2,687円			
		第4段階	1,445円	915円	3,317円			

※裏面に続く

\* 「食費」は入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用、「居住費」とは施設に滞在し居室・設備等を利用することにかかる室料及び光熱費相当額です。

\* 食費については(朝食385円、昼食530円、夕食530円)食べられた分のみ請求させていただきます。

\* ご利用の際は、介護保険負担限度額認定証の申請をお願い致します。又、すでに申請済みの方は、認定証の呈示をお願い致します。

\* 介護保険料の負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

\* 各加算料金については、裏面をご覧ください。

## (予防) 短期入所生活介護 一宮喜楽園 料金表

### 【各種加算項目】

加算項目	内容等	加算料金	適用
送迎加算	自宅と事業所間の送迎を行った場合	片道184円	○
緊急短期入所受入加算	計画にはない短期入所生活介護を緊急に行った場合(原則7日間)	90円/日	※
長期利用減算(31~60日)	同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して減算を行う(60日まで)	-30円/日	※
長期利用減算(61日以降)	同一事業所を連続60日を超えて利用している者に対して減算を行う	-32円/日	※
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	総単位数に対して13.6%		○

\*上記各種加算料金は1割負担の場合となっています。

\*上記各種加算項目表の適用欄に記載してある※については、対象者のみ加算されます。